

6月は「食育月間」

食に親しみ、食を楽しもう！～食は生きる力～

市では「第二次食育推進計画」において、3つの基本目標を設定し、食育活動を推進しています。

①食べる
健全な食生活の実践



家族で食事をしよう

②親しむ
地域にあった食生活の実践



地域の安全安心な食材を食べよう

③ありがとう
食に感謝する心を育む



食事のマナーを身につけよう

食育ってなに？

生きる上の基本であって知育、徳育、体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることをいいます。

市内の直売所に行ってみよう！

市内の直売所では、勝山産の新鮮で安全・安心な野菜や、漬物などの加工品などを提供しています。丹精こめて作られた旬の味覚をお楽しみください。また、かつやま恐竜の森で、GWやお盆などに勝山の農産物が買える「恐竜マルシェ」を開催しています。市では随時出展者を募集しています。



恐竜マルシェ
(西ヶ原にんにくの里)

☎ 農業政策課 (市役所1階) ☎88-8106

名称・場所	販売期間・時間	販売物
大渡ふれあい市場 (平泉寺町大渡)	11月末まで毎日 ※9月25日(日)を除く7:00～11:30	地場産野菜、山菜、花ほか
平泉寺大門市 (と之蔵前)	11月23日(水・祝)まで毎日 7:00～13:00	地場産野菜、山菜、黒米、かきもち、味噌、せんべい、花、工芸品ほか
かたせ四季菜の会 (市民交流センター内)	5月中旬～11月末の毎週水・日曜日 6:30～9:00	地場産野菜、山菜、花ほか
鹿谷町鮎の駅 (鹿谷町発坂)	11月まで 7:00～18:00 ※6月下旬～10月上旬は4:30～19:30	地場産野菜、山菜、花、鮎の塩焼き(7月～11月)ほか
のむき風の郷 (野向町竜谷)	11月末まで(火曜定休日) 8:30～12:30	地場産野菜、惣菜、スイーツ、山菜、えごま商品、手芸品ほか
かつやま太陽市の会 (勝山サンプラザ内)	9:00～20:00(無休)	地場産野菜、山菜、惣菜、かきもち、お餅、ジャム、ジュース、花ほか
あらど朝市 (荒土公園南側)	11月までの毎月第1・3土曜日 8:00～10:00	地場産野菜、山菜ほか
北谷町コミュニティセンター (北谷町河合)	通年(毎週水・木曜定休日) 10:00～16:00	地場産野菜、山菜、北谷産品ほか
ゆめおーれ新鮮野菜市 (ゆめおーれ勝山駐車場)	7月～11月の毎月第1日曜日 9:00～12:00	地場産野菜、手作り小物ほか

※開催時間が変更になる場合があります

国保

忘れずに納めよう！国民健康保険税

全国的に医療・介護にかかる費用が年々増加しているに伴い、国民健康保険が負担する額も増加しており、平成28年4月から、国民健康保険税の限度額が下記表のとおり改定になりました。(税額は下記表①②③の合計額になります)

7月中旬に世帯主*1あてに納付書を発送しますので、納付期限内に納めてください。

世帯主とその世帯の被保険者の所得が下記の条件を満たす場合、7割、5割、2割の軽減措置が適

用されています。平成28年4月から軽減措置が適用される範囲が拡大されました。詳しくは下記までお尋ねください。

7割軽減：33万円以下
5割軽減：(33万円+26.5万円(26万)×被保険者数)以下
2割軽減：(33万円+48万円(47万)×被保険者数)以下

※赤字▶今回変更箇所、()内▶改訂前の額

平成28年度勝山市国民健康保険税率等

	①医療保険分	②後期高齢者支援金分	③介護保険分(40～64歳)
所得割額	課税標準額*2×5.7%	課税標準額*2×1.8%	課税標準額*2×2.1%
資産割額	課税標準額*3×23.0%	課税標準額*3×5.8%	課税標準額*3×5.0%
均等割額	1人あたり26,000円	1人あたり8,500円	1人あたり9,500円
平等割額	1世帯あたり23,500円	1世帯あたり6,500円	1世帯あたり8,000円
限度額	54万円(52万円)	19万円(17万円)	16万円

*1 納税義務者は世帯主になっており、国保の加入者でない場合でも通知は世帯主あてに郵送します
*2 (平成27年中の総所得など)－(基礎控除33万円) *3 平成28年度固定資産税額(都市計画税を除く)

☎ 市民課(市役所1階) ☎88-8102 税務課(市役所1階) ☎88-8101

年金

国民年金保険料の一般免除申請について

納付が困難な時にご相談を！

保険料を未納のまま放っておくと、各基礎年金(老齢・障害・遺族)を受給するための資格期間および年金額に反映されず、受け取れない場合があります。

所得が少ない、失業したなど保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が全額または一部免除・猶予される、免除申請制度・納付猶予申請制度*・学生納付特例制度がありますので、下記までご相談ください。(一部免除の場合は、2年以内に保険料を一部納付しなければ「未納」となり、年金を受け取れなくなる場合があります、年金額が減ります)

*7月より対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されます

●申請受付開始のお知らせ

平成28年度分(平成28年7月～平成29年6月)の免除申請が、7月1日から始まります。

申請場所▶市民課(国保年金グループ)、福井年金事務所

申請に必要な物▶印鑑、年金手帳、離職票又は雇用保険受給資格者証(失業した場合)

☎ 福井年金事務所 ☎0776-23-4516 市民課(市役所1階) ☎88-8102

将来への影響

	受給資格	老齢基礎年金 年金額への反映 受け取れる年金の割合	年金額に計算
全額納付	○	満額	○
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	8分の7	○

納付猶予	○	×(年金額に計算されない)	×
学生納付特例	○	×(年金額に計算されない)	×

保険料未納 × × ×

※保険料の免除、学生納付特例(学特)、納付猶予を受けた期間は、年金を受け取るための受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の受給額は保険料を全額納めたときに比べ、減少します。なお、免除と学特・納付猶予では受給年金額への反映が異なります

※通常、納付期限は2年以内ですが、免除・猶予等を受けた期間は、10年以内であればあとから納める「追納制度」が利用でき、追納すると年金額は減少しません